

**第5回 象牙取引規制に関する有識者会議
北村喜宣委員 資料**

**都内における象牙取引規制に対する
都の法的対応のあり方**

都内における象牙取引規制に対する都の法的対応のあり方

上智大学大学院法学研究科長 北村喜宣

3月の発表を踏まえた認識

- 種の保存法のもとでの象牙取引に関する法的義務が都内において遵守されていないことが強く疑われる
- 水際二法（関税法、外為法）に違反した象牙輸出がされており、輸出者の象牙入手場所が都内にあることが強く疑われる
- 国の立場は「適切に対応しており問題はない」であるが、現実には、「適切に対応しているはずなので問題はないはず」にすぎない（はず押し行政）
- そもそも、「適切な実施」「適切な対応」は無理なのが実情
- 東京都環境基本条例3条3項、24条1項、東京都環境基本計画を踏まえると、結果的にワシントン条約に違反する輸出の「原因地」となっている疑いが濃い東京都には、独自の対応を条例で実施する理由がある

助太刀条例

- 都内における「象牙密輸出防止対策」は「地域における事務」
- 象牙に関する「通関前事務」は、国との共管的事務領域であり、自治体の関与は可能（通関事務は、国の専管事務）
- 国完結型法律となっている種の保存法の目的を都の立場で追及する独立条例
- 条約の国内実施における「国と自治体の適切な役割分担」の新しいモデルの探究（手挙げ方式による部分的権限移譲）
- 「国内取引は自由であるが、国外持出しはできない」という「落差」のある現行法を前提とし、その執行実態を踏まえ、かつ、比例原則に配慮した制度設計

東京都における象牙の適正取引等に関する条例（仮称）

- 目的
 - 「ワシントン条約上の国家的義務の地域的履行」
 - 「国との適切な役割分担」
- 基本方針
 - 調査を踏まえた現状の認識
 - 都条例として実施することの説明
- 水際二法、種の保存法の関係部分の確認
 - 「何人も、…してはならない」
- 特別国際種事業者に対する追加的手続規制
- 履行確保措置
- 中央政府の権限行使の促進

特別国際種事業者に対する追加的手続規制

- 現実には輸出が認められない象牙製品を取り扱っている地位の特殊性・重要性を前提
- 「国内における自由な流通」でなく「厳格な国外持出し規制」を基準に考える
- 購入希望届出義務および届出済証提出者のみへの販売義務
- 取引状況届出義務と業務改善命令、公表・罰則
- 条例違反事実を種の保存法のもとでの登録取消し事由にリンクする法改正
 - 「法律」を「法律（条例を含む。）」に（再エネ特措法施行規則5条の2第3号）

東京都の戦略

- 「ゼロに抑え込む制度」ではなく「事態を改善する制度」をめざす
 - 「実効性がない」は批判にはならない
- 追加的手続規制の「勝算」
 - 「実効性がないことを示す」ことに意味がある
- 独自調査を踏まえて東京都が「ジタバタ」することの意味と日本の国内状況に対する国際的評価
 - 日本の国内状況について、地方政府が発言をする
- 「厳格な管理」の方向性は決まっている
 - 中央政府は古典的アプローチしかできないため、地方政府で実験的な取組を
- インバウンド復活を前に、先手を打った対応が必要